

第 2 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日 (水)

浜坂町・温泉町合併協議会

第 2 回 浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成15年11月12日(水)

13:30～

場 所 温泉町夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第5号(継続)	合併の理念について
協議第10号	新町の事務所の位置について
協議第11号	新町の名称について
協議第12号	新町建設計画(その1)について
協議第13号	電算システム関係事業の取扱いについて

5 その他

(1) 新町の将来像等に関するシート作成について

(2) 第3回協議会の開催について

① 日時 平成15年12月17日(水) 13:30～

② 場所 浜坂町多目的集会施設2階ホール

③ 協議事項

- 財産の取扱いについて
- 条例・規則等の取扱いについて
- 一部事務組合等の取扱いについて
- 慣行の取扱いについて

6 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

協議第5号(継続)	合併の理念について	P 1 ~ P 2
協 議 第 1 0 号	新町の事務所の位置について	P 3 ~ P 9
協 議 第 1 1 号	新町の名称について	P 1 0 ~ P 1 3
協 議 第 1 2 号	新町建設計画(その1)について	P 1 4 ~ P 2 3
協 議 第 1 3 号	電算システム関係事業の取扱いについて	P 2 4 ~ P 2 8
そ の 他	新町の将来像等に関するシート作成について	P 2 9 ~ P 3 0

協議第5号(継続)

合併の理念について

合併の理念について、継続して協議する。

平成15年11月12日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

合併の理念について

合併の理念を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続審議

浜坂町・温泉町合併基本理念

1 住民の住民による住民のための合併を目指します。

住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります。

1 19,000人の住民が、夢と自信と誇りの持てる“21世紀の新しいまちづくり”を実践します。

2町が持っているそれぞれの地域の人材、文化、産業等の地域資源を有機的に連携・活用しながら新しいまちをつくります。

1 地方分権時代にふさわしい自治体をつくります。

合併により、自治能力の向上を目指し、多様化・高度化する行政ニーズに対応できる総合行政を展開します。

1 合併により行財政基盤を強化します。

合併により、簡素で効率的な行財政運営を目指すとともに、地方行政の改革を進めます。

協議第10号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成15年11月12日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	4	新町の事務所の位置について
新町の事務所に妥当な位置を選定する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

新町の事務所（庁舎）の位置について

1. 事務所（庁舎）位置選定の根拠

地方自治法第4条第1項により、地方公共団体は事務所（以下「庁舎」という。）の位置を条例で定めることとなっている。

合併により浜坂町、温泉町の法人格が消滅し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の庁舎を廃し、新たに新町の庁舎を設置しなくてはならない。そのため、新町の庁舎の位置を合併までに決定しておく必要がある。

2. 庁舎の位置の選定基準

- 1) 事務所及び官公署等関係機関までの距離、交通事情を含めた住民の利便性
- 2) 本庁舎、支所等のあり方を含めた行政機能としての一体性
- 3) 新町建設計画と整合した長期的な展望
- 4) 既存建物の規模、機能を活かした効率的な活用
- 5) その他総合的な判断

3. 検討課題

（1）庁舎の方式・機能について

本庁方式

- ・ 本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とする。
- ・ 本庁舎に行政機能の大部分を集約し、残りの庁舎は出張所業務とする。
- ・ 本庁舎に行政機能の全てを集約し、支所、出張所は置かない。

分庁方式

- ・ 2つの庁舎にそれぞれ行政機能を分散

総合支所方式

- ・ 管理部門や事務局部門のみ1ヶ所に集約し、現在の2町の庁舎における行政機能はそのまま残す。

（2）庁舎の施設について

既存施設の活用

- ・ 現状のまま利用
- ・ 増改築による利用

新設

（3）庁舎の位置について

【参考法令】

< 地方自治法(抄) > 第 4 条抜粋

(事務所の設置又は変更)

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

< 同法 (抄) > 第 155 条抜粋

(支庁・地方事務所等の設置及び区)

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁 (道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。) 及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規程は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(通知)

・支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

・法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当でない。

(実例)

・支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

・支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

合併時の庁舎の方式・機能等

	概 要	メリット	デメリット
本庁方式	<p>【新設】</p> <p>2町の庁舎の機能を1か所に集約する。 残りの庁舎は、窓口業務を行う支所、出張所となる。</p>	<p>事務の効率化が図れる。 住民に与える新町誕生の印象が強い。</p>	<p>多大な建設費用が必要となる。 周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</p>
	<p>【既存施設を利用】</p> <p>1町の庁舎を増改築し機能を1か所に集約する。 残りの庁舎は、窓口業務を行う支所、出張所となる。</p>	<p>事務の効率化が図れる。 既存施設の利用のため、費用は少なくすむ。</p>	<p>周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</p>
分庁方式	<p>2町の現在の施設に行政機能を持たせて振り分け利用する。 (例) 産業・建設部門...A町 教育・文化部門...B町</p>	<p>既存施設の利用のため費用は少なくすむ。 (改装費程度)</p>	<p>業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う。 管理上は、非効率である。</p>
総合支所方式	<p>管理部門や事務局部門のみ1か所に集約し、現在の2町の庁舎における行政機能はそのまま残す。 残りの庁舎は、支所扱いとなる。</p>	<p>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。</p>	<p>職員数が今と同数程度必要であり、合併による事務効率化が図れない。 新町の一体感が醸成されにくい。 住民に与える新町誕生の印象が弱い。</p>

* 支所とは、相当の職員が常時勤務する事務所のことをいう。

* 出張所とは、住民の便宜のため本庁舎まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するための事務所のことをいう。

浜坂町・温泉町の現庁舎等の概要について

町名	浜坂町		温泉町
住所	美方郡浜坂町浜坂2673番地の1		美方郡温泉町湯1604番地
竣工年月	昭和60年11月		昭和8年7月(2階建て) 昭和39年-月増築(3階建て) 昭和47年3月増築 (昭和8年建築部分)
施設構造	鉄筋コンクリート造3階建て		鉄筋コンクリート造2階建て " 3階建て
延床面積 (㎡)	3,141.31		1,711.71
建築面積 (㎡)	1,460.91		740.20
敷地面積 (㎡) ()は内借地面積	庁舎分 5,035.16 (1,231.3)	多目的集会施設 2,043.0 (0)	4,535.86 (0)
駐車場駐車可能台数 (公用車用除く)	庁舎分135台 内 (53台分は借地)	多目的集会施設 40台	117台
公用車用車庫 駐車可能台数	庁舎分 23台	多目的集会施設 1台	12台

参考資料4

浜坂町・温泉町の人員配置状況について

平成15年4月1日現在

< 浜坂町 >

(単位:人)

所 属	事務職	技能労務職	嘱託員	臨時職	合計
本庁舎に勤務					
企画総務課	21	4		9	34
町民課	9				9
健康福祉課	10			2	12
産業観光課	12			1	13
建設課	10			1	11
上下水道課	11	1			12
税務課	11			1	12
出納室	2				2
議会事務局	2			1	3
学校教育課	5		1		6
社会教育課	7	1		2	10
小 計	100	6	1	17	124
上記以外の庁舎で勤務					
企画総務課	1			1	2
町民課(保育園)	19			16	35
健康福祉課	7	1		2	10
産業観光課	1		1		2
建設課	1				1
学校教育課	7	6	1	21	35
社会教育課	9		3	3	15
公立浜坂病院	86	2		22	110
浜坂町老人保健施設	16	10		16	42
小 計	147	19	5	81	252
合 計	247	25	6	98	376

< 温泉町 >

(単位:人)

所 属	事務職	技能労務職	嘱託員	臨時職	合計
本庁舎に勤務					
総務課	9	2	2		13
企画観光課	7			1	8
税務課	6			1	7
住民生活課	6			2	8
保健福祉課	3		1		4
農林課	8		1	2	11
建設課	7		2	2	11
出納室	2			1	3
議会事務局	2			1	3
農業委員会	1				1
水道課	9			1	10
小 計	60	2	6	11	79
上記以外の庁舎で勤務					
企画観光課			1		1
CATV事業推進室	2			2	4
保育園	11	2	2	5	20
保健福祉課	9		2	1	12
診療所	7		5		12
牧場公園課	3		5	4	12
学校教育課	13		11	4	28
社会教育課	2		4	1	7
公民館	2		1	2	5
給食調理場	1	3	6		10
その他	4				4
小 計	54	5	37	19	115
合 計	114	7	43	30	194

< 合 計 >

(単位:人)

町 名	事務職	技能労務職	嘱託員	臨時職	合計
本庁舎に勤務					
浜坂町	100	6	1	17	124
温泉町	60	2	6	11	79
小 計	160	8	7	28	203
上記以外の庁舎で勤務					
浜坂町	147	19	5	81	252
温泉町	54	5	37	19	115
小 計	201	24	42	100	367
浜坂町	247	25	6	98	376
温泉町	114	7	43	30	194
合 計	361	32	49	128	570

新自治体における庁舎等の利用方式について（先進事例）

合併年月日	新市町村名等	合併関係市町村名	方式	本庁、支所の業務内容等
平成11年4月1日	篠山市 (兵庫県)	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	本庁	旧篠山町を本庁とし、旧西紀町、旧丹南町、旧今田町及び旧城東町及び旧多紀町にそれぞれの行政区域を所管する支所を置いた。各支所には、当初建設、環境、農林、水道等も設置し現地解決型を目指したが、現在は地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の窓口業務5担当を設置。
平成13年5月1日	さいたま市 (埼玉県)	浦和市、大宮市、 与野市	分庁	旧浦和市役所を庁舎とした。将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。
平成14年4月1日	さぬき市 (香川県)	津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町	分庁	建設中であった旧志度町役場を庁舎とし、総務課、福祉課、業務管理課等を置き、旧長尾町役場には福祉事務所と社会福祉協議会を置き、旧寒川町役場には、ケーブルネットワーク事務所、旧津田町役場には教育委員会事務局を置き、旧大川町役場には水道局を設置。
平成14年4月1日	久米島町 (沖縄県)	仲里村、具志川村	分庁	旧仲里村役場を庁舎とし、議会議務局、総務企画部局、住民福祉部局等を置き、旧具志川村役場には、教育委員会、産業建設部局等を置いた。なお、旧具志川村役場には総合窓口を設けた。
平成15年4月1日	東かがわ市 (香川県)	引田町、白鳥町、 大内町	分庁	合併当初は旧白鳥町役場を本庁舎とした。本庁舎に総務、企画、税務、議会部門、旧引田町役場に建設、経済、水道部門等、旧大内町役場に生活、福祉、教育部門を置いた。分庁にはそれぞれ窓口対応の出張所を設けた。
平成15年4月1日	南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根町、 芦安村、若草町、 檜形町、甲西町	本庁	本庁舎を旧檜形町役場とした。各支所には、庶務課、住民課、健康福祉課、地域振興課を置いた。
平成15年4月1日	山県市 (岐阜県)	高富町、伊自良 村、美山町	本庁	旧高富町役場を本庁舎とし、旧伊自良村、旧美山町役場を支所とした。各支所に住民・戸籍・税務・国保・年金・児童手当・障害者福祉・老人保険・介護保険・母子保健・産業（申請書取次ぎ）・選挙部門を設置。
平成15年4月1日	あさぎり町 (熊本県)	上村、免田町、岡 原村、須恵村、深 田村	本庁	旧免田町役場を本庁舎とした。各旧役場を支所とし、町民総合係（戸籍・住民・年金・印鑑・収納等）と表無振興係（地域づくり・行政区・管内施設管理等）を設置。
平成16年3月	朝来郡合併協 議会 (兵庫県)	生野町、和田山 町、山東町、朝来 町	本庁	旧和田山町役場を当分の間本庁舎とする。各旧町役場は支所とし「庁舎」と呼称する。新庁舎は合併特例債発行期限内のできるだけ早期に建設する。建設位置については、国道312号沿線を基本に、新市において速やかに検討する。
平成16年4月1日	養父市 (兵庫県)	八鹿町、養父町、 大屋町、関宮町	本庁	旧八鹿町役場を本庁舎とするが、本庁舎に全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散した。その他の庁舎は支所とし、「地域局」と呼ぶこととした。地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとした。
平成17年3月31日 まで	北但合併協議 会 (兵庫県)	豊岡市、城崎町、 竹野町、日高町、 出石町、但東町	本庁	旧豊岡市役所を本庁舎とし、各旧町役場に支所を置くが、当分の間は総合支所とする。合併特例債の適用期限内に新庁舎を建設するが、位置については新市で定める。新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所とする。

協議第11号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成15年11月12日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	3	新町の名称について
新町に最も好ましい名称を選定する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

新町の名称について

1. 名称選定の根拠

地方自治法第3条第3項により、地方公共団体の名称を変更しようとするときは、条例でこれを定めることとなっている。

合併により、浜坂町、温泉町を廃し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の名称は消滅する。

そのため、合併後の新町の名称を合併までに決定しておく必要がある。

2. 選定基準

地域が地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表す名称

地域の歴史文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新町としてふさわしい名称

3. 検討課題

(1) 選定方法について

A案：合併協議会委員の提案により、合併協議会で決定する。

B案：一般公募により意見を募り、合併協議会で決定する。

C案：専門家等の提案により、合併協議会で決定する。

D案：その他の方法により、合併協議会で決定する。

(2) 現行町名の取扱いについて

A案：現行町名は可とする。

B案：現行町名は不可とする。

【参考法令】

<地方自治法(抄)> 抜粋

(名称)

第3条 地方公共団体の名称は、従来名称による。

3 道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

参考資料 1

新町の名称の取扱いに関する留意事項（自治省見解）

1. すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合は不可。

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）
静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）

異なる表記で読み方が同じ場合は可。

【例】宮城県仙台市（せんだいし） せんだい市
埼玉県日高市（ひだかし） ひだか市

同一又は類似の「町村」が存在する場合は可。

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 瑞穂市（みずほし）
奈良県明日香村（あすかむら） 明日香市（あすかし）

* 全国的にみて、現在も同様の事例がある。

2. 通常読み方と異なる読み方をする場合

新町名を告示する場合に読み仮名をふれば可。

【例】永遠市（えいえんし） （とわし）
宇宙市（うちゅうし） （そらし）

3. 略字等を使用する場合

「ヶ」の使用は可。

【例】青ヶ島村など

「々」の使用は可。

【例】小佐々町など

4. 名称として使用できない字句

算用数字 数字については日本語かどうか解釈できないことから適当ではない。

外国語 ただし、外国語をカタカナ、ひらがなで表記する場合、理由が明確であれば可。

* 市町村の名称にはなるべく当用漢字を用いることが適当である旨の回答例がある。

5. その他名称としてふさわしくないもの

公序良俗に反する名称

長すぎる名称

現在使用していない漢字を使用した名称

名称候補選定方法等にかかる先進事例

区分	篠山市 (兵庫県)	北但合併協議会 (兵庫県)	養父郡合併協議会 (兵庫県)	朝来郡合併協議会 (兵庫県)
公募の有無				
公募範囲	合併関係町住民	居住条件は特に制限なし	合併関係住民を中心に全国	特に制限を設けない
公募方法	はがき	官製ハガキ、FAX、eメール、専用応募ハガキ、ホームページ、封書	応募はがき、官製はがき、封書、FAX、Eメール、ホームページ	官製はがき、封書、電子メール、FAX、専用応募ハガキ
周知方法	協議会だより	協議会だより、協議会ホームページ、各市町ホームページ、広報、チラシ、防災行政無線、行政有線放送、FMジャングル	協議会だより、町広報、ホームページ、CATV など	協議会ホームページ、各町ホームページ、協議会だより、各町広報誌、ケーブルテレビ、オフトーク、防災無線等
公募期間	1ヶ月	1ヶ月半	1ヶ月程度	1ヶ月程度
記載内容	新市の名称、名称の理由、住所、氏名	新市の名称、名前の意味又は理由(省略可)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、電話番号	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称(ふりがな)、名称の意味又は理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号
応募条件	「篠山」を入れた名称とする。	1人1点	応募用紙等1枚につき、1点とする。同一名称への応募は一人一点限り有効とする。	一人1点とする
選定方法	応募のあった63作品について小委員会での協議後、町長会で「篠山町」とすることで調整し、合併協議会で決定。	小委員会で5候補まで絞り込む。第1次、第2次で5候補選定後、協議会で決定。	小委員会で5候補程度を選定し、合併協議会で決定。	小委員会で5～10候補選定し、協議会で決定。
選定基準	・篠山の名称は、郡を代表する名前として定着し、郡共有の財産である。 ・篠山の名称は、歴史と伝統を備えた名称である。 ・篠山の名称は、全国的に知れ渡った名称である。 ・住民からのアイデア募集でも篠山の名称が約半数を占め、住民の中からも篠山がふさわしいとの意向が高かった。	・漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名前とし、全国の市名にない名称で次のいずれかに該当する名称 ・地域が地理的にイメージできる名称 ・地域の特徴を表す名称 ・地域の歴史文化にちなんだ名称 ・合併を記念した名称	・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名称 ・読み書きが容易な名称 ・地域を地理的にイメージできる名称 ・地域の特徴を表した名称 ・住民の理想や願いにちなんだ名称 ・地域の歴史文化にちなんだ名称 ・住民等の理想、願いにちなんだ名称 ・その他新市にふさわしい名称 ・同一名称についての応募数には参考にとどめる	・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前、次のいずれかの条件の1つ以上に該当する名前 ・地域が地理的にイメージできる名称 ・歴史、文化、特徴等を表す名称 ・対外的にアピールできる名称 ・知名度が向上できる名称 ・住民の理想や願いにちなんだ名称 ・新しい都市を建設していくことにふさわしい名称
懸賞			名付け親大賞 1名 ・名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定。 5万円分商品券等	名付け親大賞 1名 ・名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定。 10万円分商品券
			名付け親賞 10名 ・新市の名称として決定された作品の応募者のうち名付け親大賞以外者の中から抽選で最高10名を決定。 1万円分商品券等	名付け親賞 5名 ・名称として選ばれた作品の応募者が複数であった場合に、大賞の抽選から漏れた者の中から抽選により決定。 1万円分商品券
特記事項	小委員会での協議では意見の一致をみるに至らず、町長会で調整し、その結果をもって合併協議会で承認された。	・応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて本人に確認をして、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。 ・作品ごとの応募数は、選定の際の決定条件とせず、参考にとどめる。		・応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。
新名称	篠山市	未定	養父市	未定

協議第12号

新町建設計画（その1）について

新町まちづくり計画（新町建設計画）策定の基本的な考え方について提出する。

平成15年11月12日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	6	新町建設計画（その1）について
新町まちづくり計画（新町建設計画）策定の基本的な考え方について、別紙のとおり定める。		

平成 年 月 日確認・継続協議

新町まちづくり計画策定の基本的な考え方について

1．合併特例法等による基本的な考え方

合併特例法では、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性や速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

この計画には、合併市町村の建設の基本方針 合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項 合併市町村の公共的施設の統合整備に関する事項 合併市町村の財政計画 の4項目について、政令で定めるところにより作成することとされています。

新町建設計画は、合併協議会が作成するものであり、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

- * 市町村建設計画は、特例法に規定されている名称であり、「建設」とは「まちづくり」の意味であるので、ソフト・ハード両面の振興整備を含む幅広い概念であることに留意し、本協議会では「新町まちづくり計画」と呼称します。

2．新町まちづくり計画と合併関係町の総合計画との整合

新町まちづくり計画においては、合併関係2町の総合計画の理念の実現のため、地域の持続的発展を自ら考え、自ら責任をもって実行する地方分権と住民自治を確立し、少子高齢社会における住民生活の向上と地域の総合力を高めることを目的としています。

現在作成されている各町の総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定されており、各町が将来を見通した長期にわたる振興施策を確立するとともに、個性と魅力にあふれた「まちづくり」を進めるための基本となり、計画的な行政運営の指針となっています。

新町まちづくり計画は、合併関係2町の総合計画の理念に基づき基本方針を作成し、具体的施策については、2町の実施計画等をもとに施策の整合を図るとともに、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について調整を図るものとしています。

3．新町まちづくり計画における財政計画との整合

新町まちづくり計画における財政計画については、新町まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくために、施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を確立する必要があるため作成されるものです。

新町の財政計画については、計画期間をまちづくり計画と同様10か年度とし、年次別の重点的、効率的配分など、計画的な財政運営を図る指針として作成するものです。

長期的な財政運営を考慮し、歳入においては地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意するものとします。

4. 新町まちづくり計画の期間と策定の手順

(1) 計画期間

新町まちづくり計画の計画期間は、合併特例法による財政措置期間と同様、合併後 10 か年度とします。

(2) 計画策定手順

新町まちづくり計画において、合併関係町の総合計画等との整合性を図るとともに合併と新しいまちづくりについて広報、公聴活動など住民意識の把握、反映に努め、新町の将来像実現のための具体的施策を策定します。

計画策定の手順は別紙 1 の策定体系図によるものとします。

新町まちづくり計画のうち、構想部分(将来像等)は計画全体の骨格となるものであり、施策・事業等はその基本方針をもとに作成されるべきものです。

合併協議会では、住民アンケート結果(5町合併協議会において実施した住民アンケート結果の2町分を再集計して有効活用する)を反映しながら、合併後の新町まちづくり計画のうち、主に構想部分について協議します。(施策及び事業については、財政計画との調整及び県との協議が必要です。)

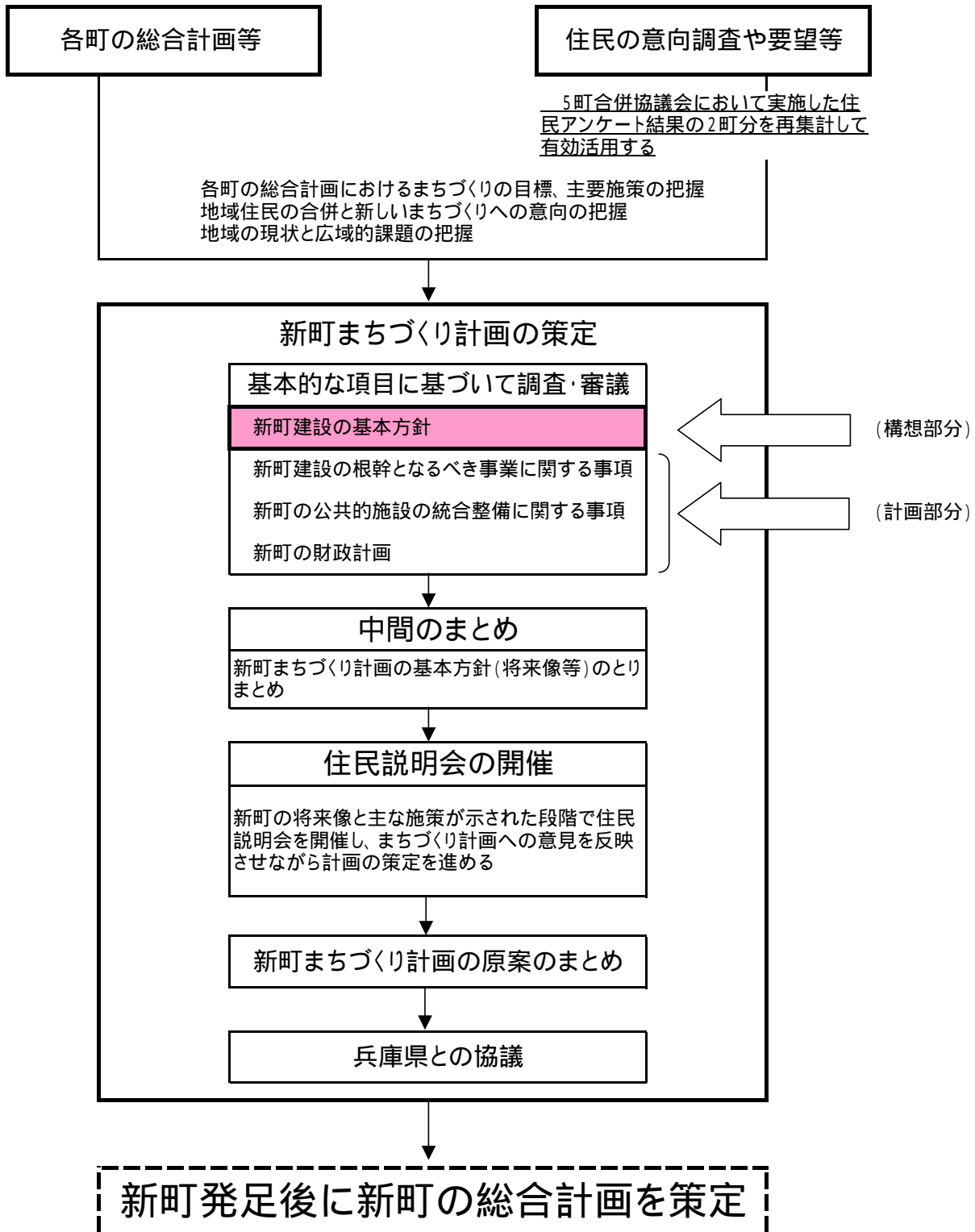
合併協議会の方針に沿って、事務事業の一元化及び公共料金等の調整を反映しながら、主要事業の検討 公共的施設の適正配置と整備 財政計画について浜坂町・温泉町と事務局で調査・検討の上、構想部分とこれらを合わせて新町まちづくり計画案としてとりまとめ、合併協議会で協議します。

(3) 全体スケジュール

別紙 2 のスケジュールによるものとします。

新町まちづくり計画の策定体系図

(別紙1)



合併後の町が総合計画を策定するに当たっては、新町まちづくり計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当とされています

新町まちづくり計画策定の調査・審議する事務とスケジュール

(別紙2)

1. 調査・審議事項と作業予定期間

調査・審議事項	平成15年度					平成16年度					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	素案作成						調整		まとめ		
	(県との事前協議及び随時協議)							(県協議)			
1. 住民意識調査 (2町分電算集計及び分析)	→										
2. 新町まちづくり計画の策定											
・計画策定の基本的な考え方 (計画策定の趣旨とスケジュール)											
・合併関係町の状況 (地理的状況や人口等の状況)	→										
・主要指標の見通し (総人口、世帯数等の推計)											
・新町の将来像 (新町のまちづくりの方向性や具体的な目標)											
・新町建設の基本方針 (将来像を実現するための方針)											
・新町の施策 (施策の体系と主要な施策)											
・新町における県事業の推進 (道路、河川、産業基盤等の整備など)	→										
・公共的施設の適正配置と整備 (公共的施設の効率的な配置と整備、運営)											
・財政計画 (平成17年度から10年間の普通会計の運営)											

* 特例法の改正等の動向や計画策定の進捗状況により、本スケジュールを変更する場合は調整するものとする。

(参考1) 合併関係2町の町勢振興計画の項目一覧

町名	浜坂町	温泉町
人口(平成12年国調)	11,222人	7,379人
基本構想策定年月日	H11.12.21	H11.3.10
基本構想の期間	H12～21年度	H11～20年度
基本計画の期間	H12～16年度	H11～20年度
実施計画の期間	3ヵ年計画(毎年見直し)	
町の特色		
1 町の特色	健康・医療・福祉・教育・文化 機能の拠点 歴史文化港町、海浜、温泉の 観光リゾート地 日本一の漁獲量(松葉ガニ、ハタ ハタ、ホタルイカ)を誇る漁業のまち	豊かな温泉源と温泉文化 自然度の高い山川と調和する 農村環境 粘り強い気質と素朴で温かい人情 特徴ある伝統技術 文化が融合する地理的特性
町の将来像		
2 まちの将来像 (キャッチフレーズ)	日本海文化を育む、健康と自然 浴の都市(まち) 浜坂	自然の恵みと温もりのあふれる 里 温泉町
主要指標の見通し		
1 定住人口	12,000人(H21)	7,100人(H20)
施策の大綱		
	自律・創造・協働によるまちづくり 保健・医療・福祉の総合化に よる1人ひとりの健康づくり 心身の健康をめざした生涯学習 の推進 人間味あふれる生活環境づくり 自然環境に抱かれたまちの基盤 整備 自然を生かした地域産業の振興 ・交流の振興	町民参画・広域連携による 行財政の確立 次世代の担い手づくりと地域 文化の振興 いきいきと自立した充実生活 の創出 交流・連携を軸とした産業の 活性化 個性を活かした美しいうらおい のある郷土づくり 知恵の結集と情報発信による まちおこし
主要プロジェクト		
	(主要アクション)	(重点プロジェクト)
* 主要プロジェクトには	少子化対策	新庁舎整備
14年度現在完了済みの	(結婚、定住、男女共同参画、就労 機会等の確保、雇用環境整備、子育 て支援サービスの充実)	情報文化センターの整備 (図書館、郷土資料館等の整備)
事業も含まれています	自律型地域ビジネス・新産業 おこしの展開 (海を生かした漁業、既存産業の関連 による産業化、高齢者の働く場づくり)	生涯学習のむら第2期整備 学校教育環境の整備 (中学校の統合整備)
	多自然居住地域のモデル日本 海都市の創造 (公立病院、温泉の各戸配湯、図書館 等の都市機能の充実)	保健・福祉の総合センター整備 地域安心拠点の整備 (公民館の整備) 障害者の生活拠点施設の整備 温泉研究所 上山高原開発

	健康と人づくりの都市の具体化	中心市街地の活性化
	(現代浜坂型自然浴湯治の推進、 海洋深層水都市構想の推進)	高度情報通信システムの整備 (CATV整備)
	“日本海に臨む但馬健康づくり 拠点”の展開	公営住宅、分譲宅地の供給 (若者住宅の建設)
	(温泉、海、病院を生かした健康づくり の都市の推進、七釜公衆浴場整備)	生活排水処理施設の整備
	「港の見える丘公園」づくり (浜坂漁港と漁業の活性化、セラピー ・観光拠点)	
	中心市街地の活性化 (味原小径ゾーンの充実、既存商工業 の連携強化)	
	中心市街地南部地域の活用 (地域高規格機能・サービスエリアの 誘致、教育、研究機能の整備)	
	既存施設のワイズユース(有効 活用)作戦 (施設間のネットワーク強化)	

(参考2) 市町村建設計画と基本構想について

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない(地方自治法第2条第4項)。ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでなければならぬため、合併後の市町村は、この基本構想の策定に着手することになる。

一方、市町村建設計画は、合併関係市町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成、変更するものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープラン*としての役割を果たすものである。

したがって、合併後の市町村が基本構想を策定するに当たっては、旧市町村が合併をするための判断材料であった市町村建設計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当である。

* マスタープラン・・・全体の基本となる計画または設計。

(三省堂提供「大辞林 第二版」より)

(参考資料:「合併協議会の運営の手引き 市町村合併法定協議会運営マニュアル」)

(参考3) 市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

(市町村建設計画及び地方債の特例関係)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、

あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

- 10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

(地方債の特例等)

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て
- 2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

協議第13号

電算システム関係事業の取扱いについて

電算システム関係事業の取扱いについて提出する。

平成15年11月12日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 15	各種事務事業の取扱い 電算システム関係事業の取扱い
<p>電算システム関係事業については、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないように2町間のネットワークを構築する。ただし、統合の必要がないシステムについては、合併後必要に応じて調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

電算システム関係事業の取扱いについて

1. 協議項目

電算システムの統合及び管理、運用

2. 具体的調整方針

2町の事務事業において、電算システムによる業務処理は必要不可欠な現状にある。合併後の住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明発行などの窓口業務や、自治体の基幹収入である税の賦課・徴収業務などをスムーズに移行し、住民サービスや事務処理能力の低下を招かないよう配慮・対応するとともに、類似または同様のシステムを統合することにより運用経費の削減を図るものとする。

具体的な調整方法として、住民サービスに直結している住民記録、印鑑登録、税などのシステムは、2町で稼働しているシステムをベースに、合併に必要な機能を付加する方法で合併型システムを構築することにより調整を行うものとする。その他のシステムについては、2町で安定稼働しているシステムの中から、代表システムを選択し、システムの統合、改造を行い、または最新パッケージと入れ替える若しくは新規にシステムを導入する等の方法で調整するものとする。ただし、合併に伴う調整の必要がないシステムについては、現行システムを継続して運用し、新町が発足した後に、可及的速やかに調整を行うものとし、早期にシステムの全面運用を目指すものとする。

庁舎間的高速ネットワークを構築し、いずれの庁舎においても窓口業務等が滞ることなく住民サービスが提供できるように整備を行う。また、庁舎と公共施設間的高速ネットワークも併せて構築し、業務の効率化を図るものとする。

情報セキュリティにも配慮を行っていくものとする。

電算システムの運用形態については、現在2町とも単独運用しているため、新町においても単独運用とする。

3. 調整方法（参考：システム調整の型式）

合併型：浜坂町と温泉町がそれぞれ導入しているシステムに、合併に必要な機能等を付加した合併型システムとして構築する方法

代表型：2町で安定稼働しているシステムの中から代表となるシステムを選択し、それらの統合、改造を行うなどしてシステムを構築する方法

現行型：合併に伴う調整の必要がなく、現行システムを継続して運用する方法

新規型：新規にパッケージシステムを導入し、新たにシステムを構築する方法

参 考 資 料

システム別調整方法

合併日までに稼働させるもの

システム名	調整方法	現在の導入状況 (導入、 導入予定)		備 考
		浜坂町	温泉町	
住民基本台帳システム	合併型			
財務会計予算編成システム	代表型			
人事管理システム	代表型			

合併日に稼働させるもの

システム名	調整方法	現在の導入状況 (導入、 導入予定)		備 考
		浜坂町	温泉町	
住民基本台帳ネットワークシステム	代表型			
宛名・住登外システム	合併型			
印鑑登録システム	合併型			
選挙システム	合併型			
戸籍システム	代表型			
固定資産税システム	合併型			
国民健康保険システム	合併型			
国民年金システム	合併型			
介護保険システム	代表型			
介護支援システム	代表型			
介護給付費請求システム	現行型			
老人保健システム	代表型			
福祉医療システム	代表型			
財務会計予算執行システム	代表型			
起債管理システム	代表型			
給与計算システム	代表型			
グループウェア	代表型			

合併日後に稼働させるもの

システム名	調整方法	現在の導入状況 (導入、 導入予定)		備 考
		浜坂町	温泉町	
個人住民税システム	合併型			
軽自動車税システム	合併型			
税収滞納システム	合併型			
OCR 処理システム	現行型			
住宅使用料システム	代表型			
保育料システム	代表型			
幼稚園料システム	代表型			
学齢簿システム	代表型			
水道料システム	代表型			
下水道システム	代表型			
児童手当システム	代表型			
健康管理システム	代表型			
財務会計決算統計システム	代表型			
福祉システム	現行型			
農業委員会選挙システム	代表型			
漁業委員会選挙システム	代表型			
農地管理システム	代表型			
企業会計システム	代表型			

継続運用または新町において調整するもの

システム名	調整方法	現在の導入状況 (導入、 導入予定)		備 考
		浜坂町	温泉町	
家屋評価システム	現行型			
固定資産減価償却システム	現行型			
固定資産地図システム	現行型			
申告支援システム	現行型			
ごみ手数料システム	現行型			
温泉配湯料システム	現行型			温泉町は受託事務
献血管理システム	現行型			
畜犬管理システム	現行型			

受益者負担システム	現行型			
例規集検索システム	現行型			
旅費精算システム	現行型			
用度品管理システム	現行型			
契約管理システム	現行型			
交通災害システム	現行型			
敬老会システム	現行型			
消防退職奨励金請求システム	現行型			
土木積算システム	現行型			
農業土木積算システム	現行型			
国保ラインシステム	現行型			
消防用データ連携システム	現行型			
家畜共済システム	現行型			
水稻共済システム	現行型			
社協名簿・納付書システム	現行型			受託業務
給食管理システム	現行型			
長寿祝金名簿作成システム	現行型			

システムの調整方法は、事務事業の調整段階において変更または廃止の可能性を含む。

新町まちづくり計画関係資料

浜坂町・温泉町合併による新町の将来像等に関するシート作成について

1. ねらい

浜坂町・温泉町の新町まちづくり計画策定にあたり、策定期間が短期（合併の目標期日は平成 17 年 3 月 1 日）であることから、早期に各委員の意見等を把握し、課題の把握・意見の反映を図りたく、シート作成を依頼します。

2. 活用について

本シートで把握した課題・意見等は、新町まちづくり計画策定における会議運営の参考・資料作成等の事務局の準備事務に活用します。

また、とりまとめた結果は、協議会に報告する予定にしています。

3. その他

本シートは各委員の現段階での課題や意見を把握するもので、今後の合併協議会の協議の段階での意見等を拘束するものではありません。

4. 提出期限について

別添の返信用封筒により各町役場または合併協議会事務局へ、平成 15 年 11 月 25 日（火）までに届けていただきますようお願いいたします。

浜坂町・温泉町合併による新町の将来像等に関するシート

(委員氏名)

項目	ご記入欄
2町の問題点・課題について	
2町の貴重な資源・売り物・自慢できるもの	
合併による期待と不安について	
地域の将来像について (キャッチフレーズ)	
その他御意見	

*できるだけ箇条書きでご記入いただきますようお願いいたします。(記入欄が不足する場合は、別紙に記入していただいてもけっこうです。)